

一般社団法人AMU S E
接待交際に伴う飲食等提供代金の助成に関する要綱

平成 31 年 4 月 22 日 制定

令和 2 年 3 月 20 日 改定

- 1 この要綱は、旭川医科大学外科学講座が関連する医療・教育機関との密接な協力体制の維持構築及び情報交換を図るために必要な接待交際費用について、AMU S E がその一部を負担するため、必要な事項を定めるものである。
- 2 接待の対象
 - (1) 旭川医科大学外科学講座が招聘する外部からの手術応援等の診療行為及びそれに準ずる行為を行った医師又はAMU S E が主催及び共催する講演会講師。
 - (2) 旭川医科大学外科学講座への視察、訪問者
- 3 接待費用助成の範囲
 - (1) 会食等に要する費用
接待対象者及び会食に出席の外科学講座関係者について、1 人につき 1 万円且つ会食 1 回につき 5 万円を上限とする。但し外科学講座以外の出席者は費用助成の範囲外とする。
 - (2) 接待対象者への土産品代
1 人つき、5 千円を上限にAMU S E から助成する。
- 4 接待費用の精算
 - (1) 前項の領収書による接待費用の領収書あるいは請求書の提出に際しては、別紙「飲食代精算書」に担当社員（精算支払い者または請求書受領者）の氏名、出席者の氏名等その他の必要事項を記載のうえ、領収書または請求書を添付し速やかにAMU S E 事務局へ提出すること。
また S G R 以外の講演会講師との接待費用を精算しようとするときは主催者名、共催者名が明記されている資料を添付すること
なお、領収書あるいは請求書の宛名は、「一般社団法人AMU S E」または「一社AMU S E」とすること。
 - (2) 飲食代精算書等の提出はまず各医局長に提出をし、医局長の許可が得たものに限り事務局への提出ができるものとする。
 - (3) 後払いによる請求書の提出の際は、事務局で精算書内容を精査後、参加者一人につき 1 万円を乗じて得た額が 5 万円を超える請求がある場合、超過金額を担当社員に負担を求めるものとし社員負担分受領後、AMU

SEが一括して支払うものとする。

- (4) 接待費用の現地での支払い（立替払い）領収書の提出の際は、事務局で精算書内容を精査後、参加者一人につき1万円を乗じて得た額について上限5万円まで立替払いを行った担当社員に速やかに支払うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 従前の医師、講演会講師の接待に伴う飲食代金支出に関する内規は廃止する。
- 3 改定された本要綱は令和2年3月20日から施行する。